

○太田議長 それでは、会議を始めさせていただきます。本日は、お忙しいところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、第56回基本計画策定・推進専門員等会議を開催いたします。

本日の議事と、配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） まず議事次第を御覧いただきたいと思います。議題は、（1）児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価、（2）第5次犯罪被害者等基本計画（案）になっております。

配付資料ですが、資料1が議題（1）、資料2が議題（2）に関するものです。このほか、これまで同様、非公表の討議用の資料として、これまでの御意見と、これに対する各省庁の考え方をまとめた三段表などを配付しております。

○太田議長 それでは、議題（1）に入りたいと思います。まず、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 資料1を御覧いただきたいと思います。まず、検証・評価（案）の検討の過程について申し上げます。前回の12月の会議において、子供の性被害防止プランの施策の中から、いわゆる児童ポルノ法第16条の2第1項に沿う項目を抜き出して、それについての実施状況を議論の題材としながら御議論いただきました。

そして、前回会議後、事務局において、検証・評価（案）のたたき台をメールでお示しさせていただきました。その後本日までの間に先生方からいただいた御意見等を反映させましたものが、この資料1となっております。

では、資料1に基づいて御説明申し上げます。まず、1から4までの項目の立て方ですが、これは過去の検証・評価と同様、法第16条の2を参考としながら立てたものです。その上で、最後に5として総括をする項目を設けております。

これらのうち、まず、1は、被害児童に対する保護活動についてです。相談支援体制の整備は進んでおり、かつ、窓口の周知にも努めていると評価できる一方で、被害の早期発見や潜在化防止は引き続き重要であり、被害児童のニーズに応じた継続的支援を適切に実施する必要があると記載しております。また、施設を出た被害児童のアフターケアについての記載もいたしております。

次に、2は、被害児童保護を行う者の資質の向上についてです。各研修を各分野ごとに列挙した上で、引き続き被害児童の保護を行うものについて、本年12月施行のいわゆる日本版DBS法にも触れながら、資質の更なる向上を図る必要がある旨記載しております。

次に、3は、被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化についてです。警察、学校、児童相談所等が連携し、被害児童の保護等の継続的な支援が実施されていることを記載しています。引き続き、必要な体制を確保し、適切な支援を実施する必要がある旨、記載しております。

次に、4は、被害児童保護に関する調査研究の推進についてです。こども家庭庁や警察庁の調査事例を記載しまして、行政が持つべきPDCAの観点も踏まえ、今後も必要な調査研究を適時適切に行う必要があると記載しております。

最後に、5は、総括ですが、各種施策が推進されていることは評価できるが、一方でSNSに起因する被害児童数は高水準で推移していて、中でも小学生が被害に遭うケースが増加傾向にあること、また、近時の生成AIの悪用によるディープフェイクポルノの被害が発生していることに鑑みて、関係府省庁において児童ポルノの生成・拡散・削除への取組を一層強化する必要がある旨まとめております。

○太田議長 今説明がございましたように、前回の会議、それから、その後に構成員の方々からいただいた意見を基に修正を施しておりますが、御意見等がございましたらお知らせください。いかがでしょうか。

正木構成員、お願いいたします。

○正木構成員 特にといいことはないのですけれども、私の方で意見を申し上げましたのは、被害児童に関する保護活動についてです。相談体制等々、充実していることは評価するのですけれども、低年齢化というのはなお非常に懸念される事項で、重大な喫緊の課題ではないかと思ひます。私としては、この保護活動のところの相談とか、周知とか、啓発のところ、更に施策を推し進める必要があるというようない言を入れて、もう一度注意喚起をするということがあってもいいのかなと考へたところではあります。

ただ、最後のところで、低年齢化についてはまとめられているので、固執するものではありませんけれども、注意喚起のためには二重に記載があってもいいのかなと思ひました。

○太田議長 近藤構成員、お願いいたします。

○近藤構成員 私が申し上げた生成AIによる技術のことを最後の総括に入れていただいて、ありがとうございます。これ、今かなり大問題になっていますので、この問題を取り上げてくださったことは改めてよかったですと思ひます。

○太田議長 ありがとうございます。ほかに御意見はございますでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、今の正木構成員からいただいた意見も含め、今後の修正につきましては、私、議長に一任いただくということとされていただければと思ひますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり。)

ありがとうございました。それでは、修正した場合には、事務局から皆様に御連絡させ

ていただきたいと思ひます。

それでは、続きまして、議題（2）に移ります。まず、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 今度は、第5次基本計画の案文に関する資料となります。資料2-2を御覧ください。前回会議で御議論いただいた案文からの修正箇所の見え消しとなっております。

それでは、主な修正箇所を抜粋して御説明申し上げます。まず、1ページを御覧ください。「はじめに」として、序文を追加しております。これは、過去の計画に倣って、第4次犯罪被害者等基本計画期間中の取組等について記載しております。

続きまして、35ページを御覧ください。前回会議において、精神障害者に限った施策のように読めるのが適切なのかといった御意見を頂戴したことから、様々な障害を有する方々に対して、その内容や程度に応じて、必要な配慮を行う旨の施策として、修正いたしました。なお、現在、「障害を有する」というような書き方をしておりますが、「障害のある」という表現に修正する予定でございます。

続きまして、39ページから40ページを御覧ください。いわゆる日本版DBSに関する施策等について、施策の進捗状況を踏まえた時点修正を行っているところでございます。

続きまして、53ページを御覧ください。被害者等通知制度による情報提供に関して、通知内容に関する検討をすべきだといった御意見を踏まえ、施策の修正を行っているところでございます。

続きまして、65ページを御覧ください。犯罪被害者等支援弁護士制度について、制度施行後の運用状況等を踏まえた不断の検討を行うとの加筆を行っているところでございます。

続きまして、68ページを御覧ください。里親制度に関する記載ぶりを更に適正なものにしております。表題も、これに合わせて、後ほど修正させていただきます。

ここまですが具体的施策に関する修正内容になります。

続きまして、参考指標や施策の検証・評価の在り方に関する計画案文の修正についてでございます。引き続き、資料2-2、92ページを御覧ください。前回の会議におきましては、政策評価の観点から、ロジックモデルを作成した上で、アウトカム指標やアウトプット指標を区別すべきであるといった御意見や、マクロ指標のみならず、ミクロ指標によっても評価すべきであるといった御意見などを頂戴しました。被害者支援施策の全体像や目指す姿を明らかにする上でも、御指摘は大変重要であると考えております。

その一方で、これらを記述するには相応の議論や検討が必要であり、また、実態把握を含めた各種施策を進めながら考えていくことも必要となります。そこで、この推進体制の検証・評価に関する部分において、「検証等の方法について不断の検討を行う」とさせていただきます。今後、引き続き構成員の皆様の御指導をいただきながら、検証・評価の方法について検討を続けてまいりたいと考えております。

次に、参考指標の位置付けでございます。こちらは、今後、検証・評価をしていただく

に当たって参考になるであろう数字を幅広く掲載し、情報提供させていただくという観点から、価値判断を含めずに記載する形とさせていただきたいと思えます。施策の重要性に濃淡を付けるべきではないかといった御趣旨の御意見もございましたが、様々な被害者の方もいらっしゃる中、計画に期待する部分もそれぞれ異なると考えられるところ、計画自体の文中で施策の重要性に濃淡を付けるのは、なかなか難しいと考えた次第でございます。

その上で、前回の会議でいただいた御意見も踏まえまして、現時点で掲載可能な数値については加筆するとともに、ここに掲載されていない指標を参照することもあり得る旨を記載させていただいております。

加筆した指標について申し上げますと、94ページでは、損害賠償命令事件の終局区分別終局件数を追加し、95ページでは、見舞金の額についても追加いたしました。99ページは、(5)から(7)のそれぞれについて不実施あるいは不許可といった数字を追加しております。

第5次計画が策定された後には、施策の推進状況を点検・検証し、更に施策を推し進めていくことが必要となります。総合調整を担う事務局として、今後とも取り組んでまいりたいと思えますので、引き続きよろしく願いいたします。

○太田議長 それでは、第5次基本計画の最終案と言っていいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

佐藤構成員、お願いいたします。

○佐藤構成員 いろいろと配慮した検討をありがとうございます。参考指標について、94ページの記載ですけれども、もちろん当該参考指標以外に把握可能な数値等も参照するのはいいのですが、ややもすると、参考指標が増えていくことになってしまうので、既存の参考指標でも、これは要らないとか、これはほかのものとりだんだんシーがあるとなれば、そこは適宜見直していくということがよいと思えます。運用上、あまり指標が多いと、逆に全体像が見えなくなるので、そこは留意された方がいいと思いました。

それから、当初は定性的な指標というのはやむを得ないと思えますけれども、2点留意点があって、1つは文章がどうしても官僚的になってしまい、伝わりにくくなりがちであるので、できるだけ分かりやすく表現することを心がけるということです。もう1つは、可能なものについて、将来的には定量的な指標への移行も検討するということです。この辺りは今後の課題として記載してもよろしいのかなと思いました。

○太田議長 正木構成員、お願いいたします。

○正木構成員 三段表に基づいて意見を申し上げたいと思えます。

まず、10ページ、作業報奨金についてです。私、前回の会議で、いろいろな施策について、再犯との関係について記載すべきではないかというようなことを申し上げました。

犯罪被害者等の方々には、再犯防止がどのようになっているかということに非常に強い関心があり、かつ、再犯をさせないということに対しての強い思いがおありです。そして、いろいろな施策の中で、犯罪被害者等の方がいろいろな活動をされていらっしゃる、それ

がどんな役割を果たしているのか、どんな結果になっているのか、それも知りたいとおっしゃってあります。そういうような思いを踏まえて申し上げたわけですが、私も意見を申し上げていた中で、これを指標化するのは非常に難しいというふうには思っていました。

三段表の回答にもなかなか難しいということが書かれていて、そのことは理解しますし、私も、それならばこうしてほしいという対案が出せるわけではないところです。

ただ、そうだとすれば、この指標というのは、損害回復の履行の促進がなされたかどうかということ、件数をもって見ていくというようなものに収れんされていくのかなというように思います。この点、今まで、作業報奨金については、どんな状況であったかということ、件数や金額についてお答えいただいております。それにより、あまり変化がないという状況も、皆さん、分かったかと思えます。法務省は周知等には努力しているということですが、あまり大きな変化は見られないというところ、今後、この指標を損害賠償の履行の確保に役立てていくためには、単に件数と金額だけをとっていたのでは、これからの施策を進めるに当たり、あまり指標として役立たないのではないかと考えております。

犯罪類型ごとにどうなっているかという件数、金額を出す。それから、太田議長も常におっしゃっていましたが、この人数の中には、複数回やっている方がいらっしゃるわけで、複数回やっている方と初めての方の割合をきっちり出していくといったように、もう少しきめ細かな指標を出していかないと、今後、この指標が施策に役立つことになっていかないのではないかと思いますので、そこところは検討をしていただきたいと思っていました。

もう一つ、三段表の18ページ、刑の執行段階と更生保護における心情伝達ですが、この心情伝達、最近導入されたもので、まだそんなに実績はないかと思います。この心情伝達については、被害者の思いが反映されて、特に刑の執行段階における心情伝達が最近導入されたわけであります。

けれども、被害者の方は、この先、対話による修復的司法の方へ進んでいくことを望んでいらっしゃるのではないかと思います。学問的にも、修復的司法の重要性はうたわれております。そうだとすると、今後を見据えて、指標を取るときに何らかの工夫が要るのではないかと考えています。

どういうふうにしたらいいのかという対案が示せる状況には私もまだないのですが、この点については、修復的司法に向けた観点から、指標のとり方について順次検討を加えていただきたいと思います。これは意見として申し上げたいと思います。

○太田議長 今の点について、法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 作業報奨金と心情伝達について御指摘をいただきました。

作業報奨金については、件数や金額だけでは分析が難しいのではないかと御指摘を

いただきました。おっしゃるとおり、もう少しきめ細かな数字が必要になってくるのかなと考えております。送金した人数等を把握できるようにしていく必要があるのだろうと思っております。また、実際これから検討を進めていきますので、その際に、どういう数値をお出しできるのかという部分は検討していく必要があると認識しております。被害に関して把握するということが、実際やってみるとなかなか難しいということもあるのではないかなと思うところではございます。しかし、御指摘いただいているその御趣旨はよく理解できますので、御指摘を踏まえて、何ができるかしっかり検討を進めてまいりたいと思っております。

また、心情伝達につきましても、指標に関して何らかの工夫が必要ではないかという御指摘をいただきました。単なる件数だけではなくて、修復的司法というお話もありましたけれども、加害者側の心情にどういうふうに影響があったのかとかいった辺りにつきまして、確認することができるような工夫が必要ではないかなど、大切な点であると思っておりますので、そういったところも考えてまいりたいと思っております。

○太田議長 伊藤先生、お願いいたします。

○伊藤先生 資料2-1に基づいて御質問等させていただきます。

まず53ページ、施策番号3-33、被害者等通知制度の適切な運用というところで、「必要な検討を行う」という最後の1行を加えていただきました。これは、大変ありがたいことだと思っております。法務省の関係部局で議論があつて、難しい面もあつたようですが、こういう形で文言を追加していただくことができました。この通知制度が「適切に運用する」という文章で終わってしまったら現状維持ですので、そうではなくて、不十分な点があるので、この5年間でそれを検討していくということで、是非お願いしたいと思っております。

そうしますと、この表題が「適切な運用」で止まっておりますので、ここは「適切な運用等」とするほうがよろしいのかなと思いました。

これに関連してですけれども、この検討を行うというときには、是非被害当事者、それから支援者、そして、この制度を運用している担当者の意見を踏まえて、多角的に検討していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

また、情報提供の内容なのですが、非常に難しいのが加害者の帰住先だと伺っております。最近の例を申し上げますと、NHKの番組で被害者の声が放映されていたそうです。被害者の中には、この加害者の帰住先の情報提供に関する要望を強く持っておられる方が多いと伺っております。こういった現状も踏まえて、何かしら打開策がないか、被害回復という面や社会の安全など、様々な観点から考えられると思っております。単に加害者の個人情報保護の壁があるということで終わらせないで、検討していただきたいと強くお願いしておきます。

それから、細かい点になりますが、12ページの11行目から12行目にかけてです。「犯罪被害者等のニーズに向き合い、その解消が一步でも進むことを目指して」と書かれているのですが、ニーズの解消という言い方をするかなと引っかかりました。調べてみますと、ニ

ーズという言葉が随分使っています。ニーズに応じるとか、そういう言葉で使っていたと思いますが、ニーズというのは基本的な要望なので、その解消という言い方はあまりしないかなと思いましたが、御検討いただけたらと思います。

次は、58ページの23行目、「令和8年から開始される犯罪被害者等支援弁護士制度について」となっていますが、「開始された」の方がよろしいという点です。

それから、69ページの25行目から26行目に「犯罪被害者等の心理的負担等にも配慮しつつ進める」とあります。細かいことですが、まさに犯罪被害者等の心理的負担に配慮しなければいけないので、「も」は要らないかなと。「にも」と言うと弱くなってしまいますので、「に配慮しつつ」でよろしいと思いました。

それから、78ページの23行目になります。ここに「養護教諭の資質向上」とありますが、表題は「学校内における連携及び相談体制の充実」ですので、「養護教諭」で限定しないで、「養護教諭等」と「等」をつけたほうがより幅広く捉えられるのでよろしいかなと思いましたが。

あと、本当に表記上の細かいこと、2点ほど気がついたのですけれども、これはかなり細かいことですので、後ほど担当の方にお伝えしたいと思います。

○太田議長 一番最初の被害者等通知制度について、法務省から何かございますでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。御指摘いただいたところをしっかりと受け止めながら検討は進めていくという必要があると思っております。

○太田議長 近藤構成員、お願いいたします。

○近藤構成員 本日、第5次の犯罪被害者等基本計画（案）が決定されるに当たり、率直に、大幅に前進した計画になったと思います。事務局の皆様、委員の皆様の御尽力に心から感謝いたします。

一方で、立替金制度の創設、医療観察事件の被害者参加や被害者等への情報提供などの拡大が未達の課題として残り、生成AIによる深刻な問題への対応も必要と感じます。その上で、計画の実行段階での懸念を2点だけ申し上げます。

第1に、預保納付金助成が現場に届かず、活動継続が困難になるおそれがある点です。例えば、全国の自治体に犯罪被害者支援条例を広げてきた「被害者が創る条例研究会」は、預保納付金の助成を活用し、全国的な条例制定に大きく貢献してきました。しかし、2026年度は任意団体で法人格がないという理由で、助成が申請時点で大幅に減りました。

第5次計画の具体的施策では、助成事業の実施が掲げられていますが、実際に助成が使えなければ活動は続けられません。法人格の有無だけでなく、公益性、波及効果を考慮した助成や申請、報告の簡素化等を含めて、警察庁、金融庁、財務省の連携による制度改善を求めます。これから第5次計画が始まるというところで、こういう来年度の状況があることを知り、一言申し上げました。

第2に、犯罪被害者等支援弁護士制度についてです。資力要件で配偶者の資力の加算が

原則となることで、利用しにくくなる点が問題点としてあります。また、減額事由により、弁護士報酬が下がることから、若手弁護士が支援に関わりにくくなり、将来的に被害者救済が滞ることを懸念する声が弁護士から上がっています。例えば、今までなかった刑事と民事の同一の弁護士が支援した場合の報酬削減や、実態にそぐわない刑事対応のメニューがあり、その未実施による減額が、本来行うべき活動を阻害することになりかねない点です。

制度の在り方については、ニーズや運用状況を踏まえて、不断の検討を行うということが加筆されましたが、被害者のニーズに応える被害者支援弁護士の確保のためには、早い段階での検討が必要です。

この2点を、どうぞよろしく願いいたします。是非これ、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○太田議長 御要望ということかと思えますけれども、まず犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省からございますでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 犯罪被害者等支援弁護士制度、やっとスタートしたところですが、様々な御指摘をいただいたところです。改善の余地があるというようなお声もいただいていると認識しております。

そういったところを含めまして、引き続き検討をしていきたいと考えておりますので、また実務的なニーズ、現場のニーズをよくお聞かせいただければと考えております。

○近藤構成員 これ、制度の在り方について、ニーズや運用状況等を踏まえて不断の検討を行うということを盛り込まれました。本当にありがたいことです。よかったなと思います。ただ、ニーズや運用状況等を踏まえるというと、刑事が終わって、民事が終わってといたら、何年かかるのでしょうか。それが積み重なる運用状況を見てからでは、とても間に合わない。

若い弁護士さんたちに、被害者支援に就いていただきたいので、どこに問題があるのかということをお早急に検討していただきたいと思えますけれども、いかがですか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 支援に携わっていただく弁護士の先生方をしっかり確保することが非常に重要であるということは、法務省としても認識しております。ニーズの把握、あるいは問題点や改善点の把握の仕方については、今、御指摘をいただきました。把握については、しっかり早めに進めていく必要はあると思っておりますし、それに応じた対応を適切に実施してまいりたいと思っております。

○太田議長 それでは、預保納付金による助成金について、警察庁、お願いいたします。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 預保納付金について、金融庁の方がいらっしゃいませんので、警察庁から代表してお答えさせていただきます。近藤構成員の御指摘のように、助成金を生かして民間の活動を活発化させていくということは重要なことだということに認識しております。今おっしゃられた2026年の申請状況等につきましては、こちらでまだ十分、状況把握できていない部分もございますので、これからしっかりと、ま

ずは実態を確認させていただいて、適切に必要とされている団体に届くように、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

○近藤構成員 重点課題4で、支援のための体制整備という取組になっているのです。施策番号4-71で、預保納付金の活用による助成事業の実施、施策番号4-73で、警察がその意義や活動について広く一般に広報するとなっているのです。ですから、いろいろな活動をやったところを、警察はしっかりと広げてくださるということを、計画で書いています。

でも、この事業ができなくなってしまうたら、広報活動はやる気満々だとしても、全くできなくなってしまうという状態に、今陥っている。これから第5次計画ができて、みんながやっていこうというときに、任意団体は駄目よという考え方はないかなと思います。

ですから、計画がこれから支援者の元にも届くのですが、公的な機関の人たちだけしか関わることができないような、そういうものをつくってしまっただけは、この計画の意味はなくなってしまうと思うのです。国民みんなで行っていく。それに対して、申請して、この事業は駄目だというのなら分かりますよ。そうではなくて、申請する前から、任意団体では駄目だという結論を出されるという事業の在り方は、再考していただきたいと思いますが、いかがですか。

○太田議長 警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 広報活動としっかりと連携してやっていくという、その御指摘については、そのとおりでと思います。先ほども申し上げたことの繰り返しになってしまっていますが、こちらとしても、まずはその実態をしっかりと確認をしていく中で、きちんと必要な方に届くようにするというのをやってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○近藤構成員 この5年間の1年目がなくなってしまうというのは、相当なことだと思うので、是非きちっと検討していただきたいと思います。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 速やかに確認をとりたいと思います。

○太田議長 武構成員、お願いいたします。

○武構成員 近藤さんが話されたこと、本当にそのとおりで、私たちの会も助成金が終わりとなりました。預保納付金は、最初の説明でまず3年間と言われました。その3年の間に、自分たちの力で歩けるようにする準備期間のためのものだったということでした。私たちも色々考えましたが、3年の間に、その後も自分たちで活動資金を集めることはなかなかできませんでした。

そして、3年過ぎたころから、いつかは言われると思っていましたが、昨年の8年目になって、今回で終わりですと言われましたので、活動を縮小しなければならなくなったんです。だから仕方ないなと諦めたんですけども、近藤さんがおっしゃったように、本当にそれは残念なことです。私たちの会では、1年に1回の集会「W i L L」を学生さんをつくっていただきましたので、1年空くと、その学生さんとの連携がとりにくくなるんです。2

年空けば、またさらにとりにくくなるので、これを本当は止めたくありませんでした。

そういうことも事情としてあるので、考えていただきたいです。

○太田議長 それは御意見として賜っておくということにさせていただければと思います。

島村先生、お願いいたします。

○島村構成員 資料2-1の69ページ、ポータルサイトについて、英文による情報提供を行うというように書いていただいていると思います。英語が分からない外国の方もいらっしゃるかと思いますので、もし可能であれば、易しい日本語での情報提供というのを入れていただけると、より被害者支援に資するのではないかと思います。

○太田議長 警察庁、いかかでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 島村先生、ありがとうございます。

易しい日本語でというお話でございました。英語ということだけではなくて、幅広い方にこの施策を知っていただくというのは重要なことかと思っておりますので、直ちにできるかどうかということはありませんけれども、しっかり検討してみたいというように思っております。

○太田議長 武構成員、お願いいたします。

○武構成員 これはお願いですけれども、先ほど近藤さんが少しおっしゃったのですが、損害賠償金の立替払ということがなかなか進んでいきません。諸外国の調査を実施することは計画に入っただけですけれども、実施して、またさらに何年かかるのかなど、また5年、10年かかるのではないかと思うわけです。

私たちの会は、30年ぐらい前につくってしまして、そのときから会の人が苦勞してしましたので国が立替払をして、その後、加害者から回収してほしいと言っていたんです。だけれども、スルーされてきました。国としての話は、どこからそのお金を持ってくるのか、それを加害者から回収できない、加害者に資力がないなどと言われてきました。最初から何もできないと決めつけているのではないかと私は思うのです。私たちの場合、加害者が少年なものですから、資力がないからと諦めている感じがすごくあります。

私たちの会は地方の遺族の人が多くんですが、私は、実際いろいろな場面を見ているんです。地方だと、被害者と加害者が近くに住んでいることが多く、加害者の様子が割と分かるんです。目に入ってくるんです。遊び歩いていたり、もちろん、携帯も持っています。携帯代は払える、遊ぶお金はある。だけれども、損害賠償金のことは無視をする。払わない。そして、うそを言うんです。

だから私は、これ、順序が違うんじゃないかと思ったんです。その本人の順序が、まず自分のこと、遊ぶことから入り、最後にもしお金が残ったら損害賠償金を払うとなっていると見えるんです。まったく損害賠償金のことを考えてない加害者もいます。それは、実際に遊び歩いている加害者を見ているから言えるんですけれども、この順番に損害賠償金を上に持ってきてもらいたいんです。加害者が、まずは損害賠償の責任を負わなきゃいけないと思うようにすること、それは教育にも繋がります。私はそうなってほしいし、国は、できると思うのです。そして、加害者から回収することは、私たちより国の方ができると

思います。

現在は、私たち個人で動いていて、被害者自身が加害者と向き合っている人は多いんですけども、どんどん体も心も病んでいくのです。吸い取られていくというのか。加害者の様子や言葉によって傷つけられ、それに振り回されるんです。被害者は真面目に生きていますので、加害者が言っていることを一回、裏切られても次はうそを言わないだろうと思うのです。でも、再びうそばかり言う、暴言も吐くなど、それに振り回されている被害者の遺族の人を、私は何人も見ているのです。

今、救うべき人がいるんです。国として今、救わなきゃ駄目だと私は思うので、調査を実施するまでにはなっていますが、早めに何とか動いていただきたいです。できることをしていただきたいです。立替払制度まで行かなくても、その前の何かができるはずなんです。救っていただきたいです。

本当に、被害者遺族は命を縮めているし、私、何人も仲間を亡くしているので、悔しいんです。よろしくお願いします。

○太田議長 これに関しましては、警察庁と法務省が関係しますでしょうか。警察庁からお願いいたします。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 まず、この点につきまして、お言葉をお借りしますと、スルーしているということではございましたけれども、これまでも累次、議論を交わしているテーマであり、かつ、様々な御意見のある難しいテーマだということに、我々としては認識しております。

ただ、スルーしているという、あるいは逃げているということではなく、これからしっかりと議論をして考えていきたいと思っております。武構成員がおっしゃったとおり、本質としては、被害者の方がどうやって損害賠償を実現していくのかという点だと思います。立替払ではなく、ほかの方法もあるのではないかと御指摘も踏まえまして、海外の仕組みも改めて調査していく中で、次の第5次計画の中でもしっかりと議論してまいりたいと思っておりますので、またよろしくお申し上げます。

○太田議長 法務省はよろしいでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 はい、特段付け加えることはございません。

○太田議長 分かりました。

では、私から2点ばかり、発言させていただきたいと思えます。

1つは、心情伝達についてでございます。

件数が参考指標になっていますが、1つの施設に1件あるかないかで、片や特定の施設で結構件数があるところが出ています。私も仕事で結構施設に行くんですが、被害者担当官が「まだ経験はありません」ということで非常に不安を抱えています。もし、申出が来たらどうしようとか、もしくは実際に1件やったとしても、やり方はよかったんだろうかということで、今後進めていく上での経験値が非常に不足しているように思われます。

昨今、心情伝達を利用された被害者にインタビューした本が出ましたけれども、法務省は外の人が集めた情報で研修するというのはおかしいと思いますので、むしろ法務省自身が、公表するかどうかは別としましても、全国のいろいろなケースを集めて、どういう課題があったのか、どういうところがうまくいったのかという情報を集めて、きちんと内部で共有するというところで、将来、被害者の方に接するときでも、いろいろな形でそれが生きてくると思います。

ですので、私、2年ほど前から既に具体的な調査案を矯正局にお示ししているんですけども、中でそういうことをやっているような気配は、私は少なくとも感じられないので、参考指標とするかどうかは、また別の問題としてありますが、心情聴取・伝達の調査と情報共有を是非御検討いただければと思っております。

もう一つは、参考指標の扱いです。どういうことを参考指標にするかということは議論されておりますし、書いてあるのですが、その扱いについては記載がございません。それを記載することまでできなくとも、仕方ないかと思っておりますけれども、せっかくつくった参考指標をどうするかということについては、展望みたいなものをお示ししておいていただいてもいいのではないかなと思います。

特に、この専門委員等会議において、資料として配付するとか、それを例えばどの段階でやるのかということも、ある程度見通しが分かっていると、皆様、そういうことを踏まえて、また検討しましょうということになりますので、その参考指標の開示の仕方ということについても、方向性をどこかの段階でお示しいただけるといいかなと思っております。

何かございますか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 心情伝達の関係、今御指摘いただいたところ、おっしゃるように経験値の不足している部分をしっかり補っていく必要はあると思っております。そういう意味で事例の共有や、そういったものを研修等でしっかり伝えていく必要が本当にあるというところは、改めて認識しておりますので、引き続き頑張ってまいりたいと思っております。

○太田議長 是非お願いいたします。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 今、指標についての御指摘がございました。指標につきましては、どのようにお示していくのかということも含めまして、皆様に改めてお諮りしていければと思っております。定期的に、少なくとも年に1回は、専門委員の皆様に進捗をお示しする中で、どのように政策を進めていけばいいのか、また指標の在り方についても、御意見を賜ればと考えております。

○太田議長 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

伊藤先生、お願いいたします。

○伊藤先生 今、心情等聴取・伝達制度のことが話題になりましたので、発言させていた

だこうかと思えます。正木構成員からも最初にお話がありましたが、この制度については、近年注目度も上がっております。ちなみに、私のちょっとした経験ですが、矯正施設で最近の利用状況について、職員の方から直接お伺いする機会もありましたので、その経験を踏まえてお話しします。

矯正施設ではこの制度の利用件数が上がってきているそうですが、実際やってみると、当初想定したものと違う、いろいろな被害者の要望があって、現場は戸惑っているという趣旨の話を伺いました。

といいますのは、被害者側は、民事のことをとにかく伝えたいという要望を持ってくるというのです。もともと、当初想定していたのは、被害者の思いを伝えて、加害者に反省をさせ、少しでも被害回復に役立つような情報が得られるということだったのだと思うのです。けれども、実際やってみると、いざこざの調整みたいな感じが多いそうです。いざこざを何とか「解決」してほしいというような訴えが多く、担当者も戸惑うことが多いのを実際耳にしました。具体的な例も幾つか伺いましたが、ああ、そういう事例が上ってきてしまうのだなということがよく分かりました。

その辺を何とか整理していかないといけないのかなと思っています。更生保護では長年運用してきているわけですが、実際その状況を伺うと、詐欺等の経済犯に関する被害者の方の利用件数が多いそうです。日本的なやり方としてはこういうやり方でいいのかもしれないのですが、担当者の負担も含めた検討が必要ではないかと思えます。

ですので、矯正と更生保護で連携をして、今申し上げたような点に関する詳しい調査をしていただきたい。調査分析はなかなか難しい点があるので、外部の専門家や研究者の知見を利用するとか、いろいろなやり方はあると思います。矯正局もオープンに協力して、やっていくといった姿勢を持っていただくといいのではないかと考えております。

私はずっと修復的司法について研究してきていますが、現状を見ると、この心情等聴取・伝達制度を修復的司法という形で持っていくには、まだかなりハードルが高いので、その現状と課題をまず明らかにすることが大事なのだと、最近気が付いているところです。

ですので、第5次計画の実施中に、せっかく注目が集まっているこの制度ですので、しっかり調査をしていただきたいというのが、私の要望になります。

○太田議長 法務省、何かございましたらお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 実際の運用状況をよく把握した上で調査分析することが重要で、まさにそこをしっかりとやっていく必要があるという御指摘だと受け止めたので、努めてまいりたいと考えております。

○太田議長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

制度の運用に対する御要望というのは各府省庁で受け止めていただきまして、計画そのものについての大きな修正に関する御意見はなかったように思います。

それでは、この計画案文につきましても、今後の修正につきましても議長である私に一任いただきまして、3月頃に行われるであろう推進会議における案の決定や、その後の閣

議決定に向けた調整を、事務局に進めてもらうということにしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり。)

ありがとうございます。この5次計画の策定に関しましては、昨年7月から、国民からの意見要望、あと関係団体からの要望もお聞きしつつ、13回にわたって検討をしてまいりました。構成員の皆様には、これまでの御協力に感謝を申し上げたいと思います。

本日の討議は以上になります。

今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 本日、議長に御一任いただきました案文につきまして、また議長から承らせていただきます。その後、今の見込みで3月になりますけれども、親会である推進会議におきまして、児童ポルノの検証・評価案とこの第5次計画案をお諮りし、御了承をいただければ、閣議に付することを予定しております。

○太田議長 それでは、本日をもちまして、昨年7月から始まりました第5次計画に関する当会議の検討は終了ということになります。

最後でございますので、構成員及び伊藤先生から、御感想等を一言ずつ頂戴できればと思います。

では、伊藤先生から、お願いできればと思います。

○伊藤先生 私は有識者という立場で、今回参加させていただきました。大変ありがとうございました。いろいろ細かいことも含め、意見を言わせていただきまして、その一つ一つに対して丁寧に対応していただいたという印象を持っております。

警察庁による関係府省庁との調整や、また関係府省庁の担当者の方も、こちらの要望に沿う形で御検討いただいて、本当に感謝しております。

私は、第3次計画の途中から加わっていますので、その経験から申し上げますと、先ほども出ていましたけれども、この第5次計画に関しましては、非常によいものができたなと思っています。まずフォーマットが大幅に変わりましたし、非常に読みやすいものになりました。そして、議論の経過を子細に記載していますので、この中で私たちがどういうことに問題意識を持って、どうやって議論していったかというのが非常に詳しく分かるような内容になっているというのが評価できる点かなと思っています。

そして、個人的には、医療観察に関してかなり大きく入れていただいたということです。この点に関しては、これから構成員の先生方からも詳しく御意見があるのだと思いますが、第4次計画では、1項目しかありませんでしたし、医療観察という言葉が、4回ぐらいしか出てきていないのが、この第5次計画では、脚注も含めると50回ぐらい入るようになりました。

そして、医療観察事案になった被害者の方は、今まで見過ごされてきたわけですから

も、その当事者が望むものをかなり酌み取って、ぎりぎりのところで入れていただいているということをお大変感じました。改善に向けてかなり踏み込んだ記載になったことに、感謝しております。

また、私としては、被害者等通知制度の現状について検討するという一文が入ったのは、非常に前進だと捉えております。他方、例えば被害者登録制度というものを提案していましたが、これは案文に入らなかったため、今後の将来的な課題として考えていただけたらありがたいと考えています。と申しますのも、制度面も含めた大きな改革というのは今後出てくると思いますが、そういう中で、希望する被害者が一律に登録すれば、必要な情報が提供され、いろいろなサービスが受けられるようになる、そういった制度を新たに作るのには難しいかもしれませんが、将来検討していただけるとありがたいです。

ついでながら、最後ですので、申し上げておきます。基本法を踏まえてこの計画ができているわけです。昨日、基本法をじっくり読み直してみましたところ、とてもいいものだけれども、いかんせん、二十数年前にできたものですので、用語も古くなっている点とか、もう既に使われなくなった言い方もあります。

ですので、常に基本計画を立てるときに、基本法にはこう書いてありますから、こう書かざるを得ませんという言い方をされますが、それは将来的に、時代に合った書き方にしていく必要があります、使われなくなったような用語に関しては検討していく必要があると思います。私のような者が基本法について申し上げるのは僭越ですが、将来的には、そういうことも踏まえて、検討していただくことがあればと思っております。

最後に、第5次計画が決まりましたら、これから5年間どう動かしていくのかということが非常に大事になってきます。その中身を注視し大いに期待したいと思います。

どうもありがとうございました。

○太田議長 ありがとうございます。

山本構成員、お願いいたします。

○山本構成員 私自身は民事手続法の専門家ではございますが、今回、この会議に参加させていただいて、従来より、頭の中では分かっていたつもりなのですが、犯罪被害者の皆様の様々な問題、実際にお話を伺う機会を得まして、大変勉強になりました。

また、今回、出来上がった基本計画の案は、私のような素人の目から見ても、非常に網羅的であり、かつ精緻なものになっているのではないかとということにも感銘を受けました。今回の計画の各項目が一つ一つ実現していくということになれば、日本社会にとって非常にいいことかなというように思いました。

私個人は、議論に寄与できる場所はあまり大きくなかったと思いますが、今後、将来にわたりまして、今回、勉強させていただいたことを、自分の専門分野の研究にも是非生かしていきたいと思っておりますし、様々な議論する際に、犯罪被害者の視点というものを持って議論ができるように努めてまいりたいと考えております。

今回、このような機会を与えていただき、誠にありがとうございました。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、中原構成員、お願いいたします。

○中原構成員 私は、行政法を専門にしております。これまで必ずしも犯罪被害者支援の問題について研究してきたわけではございませんでしたので、今回、この会議に参加させていただきまして、大変勉強になりました。

私自身は、被害回復について、行政の制度と民事、刑事の制度の関係ということに興味を持っておりまして、今回参加させていただいて、改めて理論的に非常に難しい問題がたくさんあるということもよく分かりました。

また、そういった中で、これまで実現された課題がある一方、残された課題の解決に向けて諸外国の調査なども行われるということでございますので、私自身も、今後とも勉強を続けたいと考えております。また何かお役に立てることがありましたら、微力を尽くしてまいりたいと存じます。

どうもありがとうございます。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、武構成員、お願いいたします。

○武構成員 ありがとうございます。私は、この5次計画の頭に、まずは皆さんへの感謝の言葉を入れてくださいとお願いしたことがあったんです。要求だけしていると思われないし、感謝もしているということを表してほしかったんですが、それはできないということだったので、せめて、ここにおられる方々だけにでも感謝の言葉を言いたいと思って、今日は来ました。それだけで来たんです。

私は、今から30年前の事件だったので、本当に何もなくて、少年法の壁も大きくて、本当に真っ暗闇の中を生きていたんです。いろいろな壁にぶつかりながらでした。それでもよかったことは、私たち夫婦は動けたことです。動けて、声を上げました。でも、大きな事件ではなかったので、それすら耳を傾けるところはなかったです。とても悔しい思いをたくさんしたんですが、でも、諦めずにずっと言い続けてきてよかったと、今思っています。

このような会議にも出席できたことを、本当に心から感謝をします。私、まず動けたことで、諸澤英道先生にお会いしたり、その後には同志社大学の太田先生を探して、会いに行ったりしました。それからずっとお世話になっていました。私たち夫婦の希望の光だった太田先生が、今年1月に亡くなられたのが、今はとても悲しいです。私は、本当に動けたからこそ、真っ暗闇の中から1つずついろいろな光を見つけることができたんです。希望を持てたんです。

私は最初、国に絶望しました。少年法、そして支援もなく、窓口もなく、それに絶望したので、1つずつ光を見つけることから始めたんです。だから、動けたからよかったなど思っています。でも、動けない人はどうするんだろうと、いつも思っていました。私たち夫婦は動けるからいいけれども、動けない人はどうだろうと、ずっと思っていたんです。

言い続けている間に、いろいろなことができてきて、法律、少年法も変わり、制度もでき、こうやって5次計画までできてくる、その流れを見ることができたことは、とてもありがたかったです。私、当時、いつも喉のところで何かを叫んでたんです。声にならない、大きな叫びをずっと上げていまして、胸には本当にえぐられるような穴がずっと空いていたんです。それが、幾ら動いても埋まることはありませんでした。

でも、この数年、気がついたんです。ああ、感じなくなっていると気がつきました。それを振り返ったときに分かりました。私はいろいろな人たちに会うことができ、いろいろな人たちに話を聞いてもらい、いろいろな人に力を借りて生きてこられたんだと思いました。それと、大きなことは、このような会議に入れてもらえたことです。私は最初、専門のことなど勉強していない専業主婦なのに、入れてもらえていいのかなと思いました。でも、自分のこと会の人たちのこと経験は話せると思い頑張ろうと思って出席してきました。この経験は、私にとって、とっても大きかったです。

皆さんが本当に細かいことまで考えられていて、一言一言、言葉の一句一句を丁寧に考えてつくっている、その姿を直接見られたことがとてもよかったです。ああ、国に絶望しなくていいんだというか、希望を持てたんです。本当にありがたかったです。

だから、そのこともあって、私はえぐられた穴、喉の叫び、気がついたら消えていたんだなと思いました。でも、声が上げられない人が圧倒的に多いし、そして動ける人はほとんどいないし、そういう人たちにも支援は届いてほしいなと切に願っています。事件も大きいから、小さいからではなく、どの事件の被害者にも、そして本当に声を上げられない人にも、今ある支援の内容が届くようになってほしいと切に願っています。

それには、皆さんがいろいろ検証していきながら、しっかり見届けていただきたいなと思います。長い間、いろいろ教えていただいたこと、御苦労をかけたこと、いろいろ勉強になりました。本当にありがたかったです。

これからは私、支援する方がとても悩まれるので、ハードルを下げていいですよということを言っていきます。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○太田議長 ありがとうございました。

それでは、滝沢構成員、お願いいたします。

○滝沢構成員 まず、構成員の皆様、関係府省庁の皆様、警察庁の皆様、そして、太田議長には、第5次計画案の策定に至るまでお世話になりました。また、司令塔としての警察庁の皆様、そして、太田議長には、多方面にわたる御議論を丁寧にまとめてくださり、ありがとうございました。

平成16年に犯罪被害者等基本法が成立し、翌17年に犯罪被害者等基本計画が策定され、現在の第4次犯罪被害者計画に至るまで、様々な局面で犯罪被害者等の施策が実現してきました。このような中、本日、全会一致で第5次犯罪被害者等基本計画案文が決まり、今後は、これに基づく様々な施策が実現されていくことになると思いますが、犯罪被害者等

基本法が目指す社会により近づくことになり、非常に感慨深いところがあります。

今後は、第5次犯罪被害者等基本計画に基づく施策を今後1つずつ着実に実現していくことが求められるとともに、施策の中には、諸外国における制度の調査を踏まえた新たな制度の検討を求めるものもあります。そのような施策については、諸外国の状況を丁寧に調査し、その知見を踏まえ、わが国の実情に整合させ真に機能する制度の導入を検討することが求められます。今後も、犯罪被害者等基本法、これまでの犯罪被害者等基本計画との連続性を確保しつつ、社会状況の変化に応じたよりきめ細かな犯罪被害者等に対する施策の実現を引き続き目指していくことが必要になると思われます。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、新保構成員、お願いいたします。

○新保構成員 私は、昨年からのこの会議に参加させていただきました。太田議長の下、伊藤先生、構成員の皆様、事務局の皆様が、本当に毎回丁寧に、また誠実に御議論を重ねておられて、その中からとても多くのことを学ばせていただきました。

私は、社会福祉の領域におりますけれども、今回の計画案の内容を心に置きまして、これから自分にできることを進めていきたいと思います。ギュっとちゃんと一緒に、皆様と一緒に、取り組んでいくことができればと思っております。ありがとうございました。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、佐藤構成員、お願いいたします。

○佐藤構成員 お世話になりました。私自身は経済学者でありますので、いろいろなコメントは、おそらく経済学の視点からのものだったと思います。

最後に、簡単に3点申し上げます。今回の基本計画の中もそうですし、今日御紹介のあった最初の児童ポルノの被害者に関する対策もそうですけれども、様々な省庁、それから自治体が関わっていますので、その間の連携と言うと簡単ですけれども、実際司令塔が必要だと思うんです。ややもすると縦割りに対応することになりかねないので、是非連携を進める中において、司令塔を明確にして進めていただければと思います。

また、参考指標については、いろいろと御配意いただきまして、ありがとうございます。これは1つのきっかけになると思います。私は今、国土交通省の仕事もよくやるんですけれども、そこもいろいろな指標をつかって、それをいろいろと精査しながら変えていっているんです。ですので、ある意味、走りながら考えることになると思うんですけれども、是非被害者の方々の実情に応じる形での指標づくりに、これから努められたらいいかなと思いました。

最後に、自治体も多く絡むため、ローカルルールというのが結構多く、自治体の取組に温度差というか、能力差といいますか、もちろん財源の差もあります。どうしても国の仕事では、国全体ではこうなっていますとか、平均的にはこうですということと言われるんですけれども、実際は地域差が多くて平均で見れば支援できていても、それが行き届かない地域というのも多分あるんですよね。ですので、是非そういう地域差というところにも

御配慮いただければと思います。

最後にもう一言だけ。このような犯罪被害者の支援に対して、国民に広く認知してもらうためには、当事者として、自分事として考えてもらうべきことだと思います。誰でも被害者になり得るということも考える。これは決して被害者の方々、第三者ではなく、自分たちもなり得るんだと、そういう形で国民の皆さんに意識を高めてもらえればと思います。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、近藤構成員、お願いいたします。

○近藤構成員 先ほど、少し問題点などを述べさせていただきました。立替金制度の創設や、医療観察事件についてなど、まだ未達の問題点はかなりあるのですが、本当に職員の皆様や、委員の皆様の御尽力で、大幅に前進した第5次計画になったと思います。

長期にわたって職員の皆様は本当に大変な御努力をしてくださって、委員の皆様は、被害者の声に耳を傾けて、被害者のためによい計画にしてくださろうと御尽力してくださったことに、心から感謝と敬意を表します。ありがとうございました。

しかし、計画のそれぞれの項目を実行していくのは現場の担当の皆様たちです。この委員会でも議論した熱い思いが真に実行されていくことを願います。様々な項目で検討、又は多角的な検討が始まるに当たって、是非被害者等の声を聞いていただくことをお願いしたいと思います。

私は、21年前に努力と、忍耐と、優しさの固まりのような主人を、自分さえ得をすれば、人の命などどうでもよいと考える身勝手な人間たちに殺されました。それから、加害者には手厚い支援と権利があるのに、被害者には何もなかった現状を知りました。まさに武構構成員がおっしゃった、本当に暗闇でした。おまけに、出所後の加害者の1人からは、「殺人事件なんてちょろいもんだ」と、真面目に生きている人間たち、まさに私たちの社会を冒瀆する言葉を聞かされました。

この第5次犯罪被害者基本計画の案の確実な実行が、被害者の権利、支援の拡充にとどまらず、社会全体で被害者等を守り、応援する気運が国民に広がること、これこそが犯罪のない明るい社会をつくることに寄与することだと、私は信じています。

本当にすばらしい皆様と計画づくりに御一緒させていただいたこと、心から感謝しています。ありがとうございました。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、川崎構成員、お願いいたします。

○川崎構成員 本日まで構成員として、この計画の策定に参加させていただきました。今日、議了ということで一定の達成感も感じつつ、まだまだ多くの課題が残されているということを改めて痛感しているところです。

とはいえ、一区切り、この計画が策定されましたので、これからは、これが5か年の間にどのような形で達成されていくのかということを検証していく、見守ることが大事になっていくかと思っていますので、その中でまた何らかの役割を果たすことができればと

考えております。これまで、ありがとうございました。

○太田議長 ありがとうございました。

それでは、和氣構成員、お願いいたします。

○和氣構成員 まず、事務局の方々や、太田議長をはじめ多くの構成員の方々に大変お世話になりました。ありがとうございます。おかげさまで、第5次計画もたくさんの施策を入れていただき、本当にありがたく思っております。

私、25年前に交通犯罪の被害者になりました。そこから、なぜ被害者支援に結びついたかといいますと、たくさんの二次的被害を受けたからなんです。近所の方、それから、警察署、検察庁、裁判所、市役所、行く先々で全部二次的被害を受けたということが大きかったです。今後の被害者の方々には、この二次的被害を受けさせてはいけない、そういう思いで、平成17年にできた被害者支援センターとちぎ、こちらの事務局長として、17年間、被害者支援活動をさせていただきました。

それと同時に、全国被害者支援ネットワークの理事もさせていただくことになりまして、今現在、ここに座らせていただいております。47都道府県、48か所の被害者支援センターがあります。ここで働いている支援者の方々、皆さん御存じかと思えますけれども、本当にボランティア活動のような立場で、被害者の傍らに付き添って、点ではなくて、線で、面で支えてきております。

こういう方々に、もっと手厚い財政、お給料、環境も用意してあげなければ続かないです。被害者の方々は、その日から本当に心も全て、心身ともに折れていますので、そこを寄り添って、付き添っていただく方々が必要なんです。被害者自ら、いろいろな制度があるから、これを使いなさいと言われても、行けないですよ。それも、傍らにいて、被害者のニーズに応えて付添いをする。これがとても重要なことなんです。

そういうことを全国被害者ネットワーク、全国被害者支援センターの方々が行っております。東京都民センターは、かなり財政面でほかのセンターよりも裕福ですけれども、ほかのセンターは本当に財政面で苦勞しています。本当にボランティア的な存在でおりますけれども、その充実が必要になるのではないかと。今後、もう少し制度を考えていかなければいけないのかなと感じます。被害者支援は道半ばです。まだまだ被害者にとって、もっとかゆいところに手が届くような施策も行っていかなければいけないかと思っております。

それから、私は、この会議の中で、とても充実していて、今後期待できるなとすごく感じることがあります。それは、皆さんのテーブルの前にあるギョっちゃんです。これを全面に出して、国民の方にまず知っていただかないと、被害者支援に協力してもらえないです。いつ、誰が被害者になるか分かりません。自分のこととして考えていただくきっかけに、ギョっちゃんがなっていると思います。

おかげさまでピンバッジを作っていただきました。総理大臣はじめ、閣僚も付けてテレビに出ていただきました。SNSでもとても評判になっておりますので、こういうところは是非国の方でも、もっと力を入れていただけると、被害者支援が充実してくるのかなと感じ

じます。

今後も、是非もっと充実できるように、私も微力ながらお手伝いのできたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、正木構成員、お願ひいたします。

○正木構成員 まず、府省庁の皆様、多くの質問、意見、要望に丁寧にお答へいただきまして、どうもありがとうございました。そして、太田議長、本当にお疲れさまでございました。

第5次計画に臨むに当たって、私は、基本姿勢として、具体的に目の見える形で施策を盛り込んでいくということを目標に、この会議に臨みました。どれだけその目標が達成できたか評価できるのか分かりませんが、ただ、第5次計画、かなり大きく前進した計画になったことは間違いないのかなと思ひています。そして、第4次計画に比べて、第5次計画では、警察庁の皆様が司令塔機能の役割を十全に果たしていただいたという感想を持っています。

第5次計画案では、被害者の方々がおっしゃっているように、立替払制度については、盛り込まれませんでした。ただ、その礎については、この計画に盛り込まれたものと思ひています。ですので、この第5次計画の期間中に、この礎をしっかり築いていただき、次の立替制度に向けての対応をしっかり行っていただきたいと思ひているところでございます。

この会議についてなんですけれども、非常に多様なメンバー、立場の方、そして専門の方が参加していらっしゃいます。この会議において、いろいろな専門分野の先生方から多様な意見、考え方を学ばせていただきました。また、多様な立場からいろいろな考え方を勉強させていただきました。

私も、大いにこの会議に参加して勉強することができたと思ひております。構成員の皆様には、大変感謝しております。今後、犯罪被害者支援をもっと充実させていかなければならないところでございますので、今後とも微力ではありますが、尽力したいと思ひています。

私も、佐藤構成員がおっしゃったように、私自身がいつ犯罪被害者になるか分からないというところをしっかりと考えながら、これからも支援の在り方を考えていきたいと思ひています。どうもありがとうございました。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、野坂構成員、お願ひいたします。

○野坂構成員 まず、構成員の皆様と、関係省庁の皆様、本当にお世話になりました。とりわけ太田議長には、大変な取りまとめをしていただき、心よりお礼申し上げます。

なかなか会議のほうには、そちらに出向いてということができませんで、御迷惑をおかけしました。こういった当事者の方の声をいろいろ聞かせていただき、そしてまた、い

ろいゝな領域の方の現場の状況を知ることができて、私自身は非常に勉強になりました。

今回、基本計画では、新たにトラウマインフォームドケアという概念が紹介されました。これは、今、国際的な動向ですので、計画がそういった基準に合わせた内容になったということが、非常にすばらしいと思います。

トラウマインフォームドケアは、トラウマについて理解のあるケアということなんですが、個別の被害者へのケアだけではなくて、最終的にはトラウマインフォームドな社会をつくるというのが、トラウマインフォームドケアの重要なゴールになります。今回、この計画が大きな指針になると思いますので、トラウマを理解する国民が増えて、そして、トラウマについて被害者になろうと、なるまいと、いろいろな資源がきちんと使える形で、そして、加害をした人もきちんと責任がとれるような、そういったシステムをつくっていくことが、まだこれは計画ですので、その実現に向けて引き続き取り組んでいく必要があるなど、改めて思っているところです。

お礼になりますが、改めてどうもありがとうございました。

○太田議長 ありがとうございました。

それでは、島村構成員、お願いいたします。

○島村構成員 基本計画の策定に参加させていただきまして、誠にありがとうございました。私は、社会保障を専門にしているのでも、分からないこともあり、事務局の方にはいつも丁寧に教えていただいたことを、とても感謝しております。本当にありがとうございました。

厚生労働省では、地域共生社会の実現や進化に関わる政策を進めているところかと思えます。犯罪被害者の支援体制とも連携をとりながら、各市町村のほうで包括的な支援体制が整備されていくことを、心より願っております。

このたびは本当に貴重な機会をいただきまして、誠にありがとうございました。

○太田議長 ありがとうございました。

それでは、前田構成員、お願いいたします。

○前田構成員 私も何年か前からこの会議に参加しました。当時は医科大学の教員をやっておりましたので、PTSDのようなトラウマ臨床の専門家として、有識者として入ったのです。

ところが、今はそこを定年退職しまして、福島県の精神保健福祉行政のまさに責任者になって、日々、地方の中で犯罪被害者支援をどんなふうに進めていくか、その重要性和難しさもまた痛感しているところです。

精神科医ですので、医療観察法であるとか、様々な課題があるんですけども、特に私、以前、伊藤先生が座長をされていた、地方に途切れなく支援を落とし込んでいくワーキンググループに入っていて、そこでいろいろ長い時間ディスカッションをして、コーディネート制度という形で結実をしていきました。あれをどんなふうにして地方に根付かせていくか、実際どんなふうに関能を持たせていくか、関能的なものにするか。本当に、

福島県においても、これは非常に試金石だと思っています。

特に、福島県は15年前に甚大な震災を経験して、今もまだ、まさにトラウマに苦しんでいるところです。ですから、今、野坂先生がおっしゃったようなトラウマインフォームドケアというのは、多分、日本のいろいろな都道府県の中では先進県だと思っています。しかしながら、それでも、犯罪被害者へのきめ細かな支援を提供するということについては、行政の側にもかなり課題も多くて、これを今後、考えていかなければいけないと思っています。

本当に長い間、ありがとうございました。特に取りまとめの太田議長は大変だったと思います。本当にお疲れさまでした。

○太田議長 ありがとうございました。

司令塔機能を担う警察庁から、何かございますか。

○警察庁長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当) この度、第5次計画の策定に当たり、太田議長をはじめ、構成員の皆様方には、特にこの1年ほど、数多くの御意見、御議論をいただきまして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また、関係府省庁の皆様方には、その間、必要な検討、調整について真摯に御対応いただきまして、感謝を申し上げます。特に、三段表の作成をはじめ、非常に多くのペーパーを作成いただきました。その分、構成員の皆様方には、それにお目通しいただくという意味で、大きな負担をおかけしたのではないかなと思っていますが、おかげさまで、大変幅広い内容が計画案に盛り込まれたように認識しているところでございます。

今回、おまとめいただきました計画案につきましては、まず年度内の決定を目指して、手続・作業を進めてまいりたいと考えております。計画決定後、各施策を着実に進めていくフェーズにおきましても、皆様方のこれまでと変わらぬ御協力をいただきながら進めてまいりたいと思っていますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

あわせて、幅広い方々に向けました施策内容の情報発信につきましても、ギョッとちゃんの活用等も絡めまして、取り組んでいきたいと思っています。どうもありがとうございました。

○太田議長 ありがとうございました。

それでは、会議が終わる前に、私からも、一言だけお話をさせていただきます。

この5年間、特に最後の1年半の間、構成員の皆様には真剣、かつ活発に御議論いただきまして、本当にありがとうございました。特に私は、武構成員、近藤構成員、和氣構成員のように、被害者の方々からいろいろなお声をいただくことが、非常に重要だと思っています。

ベストインタレストという概念がありますけれども、被害者の方にとって真の利益につながるような制度なり、運用なりを目指して考えていく上で、被害者の方々の意見が非常に役に立っていると考えております。本当に皆様、ありがとうございました。

それから、司令塔機能を担っている警察庁、続いて各府省庁におかれても、いろいろな

制度を検討いただきました。我々からいろいろな要求を上げますと、警察庁がそれを取りまとめて各府省庁に流して、そこでまた様々なやり取りがあります。皆様はあまり想像がつかないかもしれませんが、私、この会議の前に、警察庁といろいろなやり取りをするんですけども、声を荒げて要求するようなことも結構たくさんございました。

私は、今から25年ぐらい前になりますか、犯給法の改正のときにも委員をやったことがあるんですけども、当時はまだ若かったので、今、1である状態を100にするような要求もたくさん出しました。しかし、それをやると、かえって1が2や3になって終わってしまうことがあったのです。私も多少歳をとって、経験を積んだお陰か、今は、1をいきなり100にする要求をするよりも、1を30ぐらいにするような形で求めることで、結果的に50のことが実現できることがあるということも分かるようになりました。

押しても駄目なら引いてみると結構うまいこといくことがあるものです。そういうことで、今回の第5次計画案の中でも、前ではとても入れられなかったような内容も、入れることができたのではないかとこのように思っています。

ただ、我々からいろいろな意見や要求が出ると、それを各府省庁に投げた警察庁が間に入り、各府省庁と結構厳しいやり取りをしていただいたと聞いております。警察庁の方が本当に頭を抱えているようなところも見てきておりますので、警察庁の御苦労に対して本当に感謝しております。

また、警察庁を通じて、我々の意見や要求を各府省庁に伝えていただいておりますが、各府省庁においても、いろいろなことを検討していただいたと思います。今回、かなり大きく前進をしていただいた内容もございますし、少しだけのものもありますし、ゼロ回答に近いものもありました。でも、これが今できる最善のことだったと思っております。

ただ、私は計画というのはあくまでも計画だと思っております。計画を実施する際には、別にその計画の範囲にとどまる必要はないと思っております。計画には上限とか、限度とかがあるわけではないので、計画を上回る内容ができて構わないし、むしろ、それが望ましいと思っております。

計画案には検討事項もかなり入っておりますので、その検討を通じて、そこから更に大きく進んでいくということもできるはずです。むしろ、私は、計画を実施する中で、我々が想定しているようなもの、あるいは願っているようなものに向けて更に大きく進むように、我々が見守りながら意見を述べたりしていくことができるのではないかと、また、そうすべきではないかと思っております。

私は、どれだけ皆様のお役に立てたか分かりませんが、構成員の皆様と、また伊藤先生にも限りなく構成員に近い形で御協力をいただきましたし、それから、警察庁、関係府省庁の皆様にも本当に御尽力いただきました。この場を借り改めて御礼申し上げたいと思います。

それから、ギョっとちゃんの話が出ましたので、一言申し上げます。皆様、今日お帰りになるときに、今机の上にあるギョっとちゃんのぬいぐるみをかばんの中にしまっている

と分からないので、電車の中などでギュっとちゃんをぎゅっと抱きしめていただければと思います。皆、あれ何だろう、どこで売っているだろうということになるかもしれません。変な人に間違えられても困るのですけれども、そういうふうにお持ち帰りいただければと思います。というのは半分冗談です。

ただ、半分真剣に思っているのは、ギュっとちゃんのバッジやぬいぐるみを赤い羽根募金みたいに、クラウドファンディングに使うのもいいのではないかなということです。例えば1万円を寄附してくれた人にはバッジ、ギュっとちゃんのぬいぐるみは5万円とか、更に巨大なギュっとちゃんもありますけれども、あれは10万円とか。そのような形で集まったお金をどう使うか、私は行政学的によく分からないんですけれども、そのような形でいろいろな被害者支援に使っていくことも考えられるのではないかと思います。

これは全くの付言でございますけれども、そういう意味で、ギュっとちゃんをぎゅっと抱えながらお帰りいただければなと思います。

皆様、長い間にわたり、御協力いただきまして、本当にありがとうございました。これをもちまして会議を終わりたいと思います。

ありがとうございました。